

特命随意契約理由書

件 名	千代田区防災フェスタ企画運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区防災フェスタ(イベント)企画提案業務、開催準備・管理業務、当日の運営業務、会場設営・撤去
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度 (令和7年2月25日付6千政災危発第683号 令和7年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年度 2年目 4. 評価 良好 業務実績も良好のため、令和8年度においても下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社グリーンアップル 住 所 東京都渋谷区南平台町4-8-508
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	25,933,070 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立学校等外国人講師派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・中等教育学校における外国語に関わる教育活動の振興を図り、国際教育の推進に資することを目的として、英語を母国語とする外国人講師を学校等に派遣し、教員等とともに外国語に関わる教育活動の指導・支援を行う。✓
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和7年度（令和8年度開始） （令和8年2月20日付7千子指導発第1755号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3. 継続年数 初年度✓ プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。✓
契約の相手方	名 称：株式会社ハートコーポレイション✓ 住 所：東京都港区三田三丁目5-19 ✓ 住友不動産東京三田ガーデンタワー
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日✓
※ 契約金額	63,514,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部指導課✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立図書館システム用データセンター賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立図書館では図書館システムを導入し、図書館事業運営の効率化、利用者へのサービスの向上を実現している。 図書館システムを安全かつ適切に運用保守できるよう、システム機器を格納するデータセンターを賃貸借する。
選 定 理 由	区立図書館システムは、全庁 LAN ネットワークを利用して運用している。／ 当該システムの運用及びセキュリティ上、全庁 LAN システムと同一のデータセンターにおいてサーバーを運用する必要があり、全庁 LAN システム用データセンター賃貸借を受託している下記事業者以外の者では、業務の履行を達成できない。／ このことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。 ＜導入年度 平成 29 年度（特命随意契約）＞／
契約の相手方	名 称 NTT 東日本株式会社 ／ 住 所 東京都港区西新橋三丁目 22 番 8 号／
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日／
※ 契約金額	5,148,000／ 円（消費税を含む）
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 文化振興課 ／
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立中学校等部活動指導業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	専門的で質の高い指導者を配置することによって、生徒にとって魅力ある部活動・学校づくりに寄与するとともに、教員の働き方改革を推進することを目的として、部活動指導員を区立中学校・中等教育学校に来校させ、部活動の指導にあたらせる。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和5年度（令和6年度開始） （令和6年3月6日付決裁済み5千子指導発第1343号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3. 継続年数 3年目 4. 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：リーフラス株式会社 住 所：東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー20F
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	96,101,500 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

559

件 名	全庁LANシステム構築機器等の賃貸借（５）（再リース）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> ✓
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	現行全庁LANシステムを構成する機器を引き続き賃借する。
選 定 理 由	1. 賃貸借期間を1年延長しても使用に耐えられることが見込まれているため、再リース契約を締結する。 2. 現在流通している新機種では全庁LAN環境下での動作保証が確認できていないため、動作保証済みである当該機器の再リースを行う。 ✓ 3. 別機種が混在した場合、既存構成との整合性及び責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由から、既存の上記賃借契約を締結している下記事業者を、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NTT東日本株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋3丁目22番8号 ✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	1,038,972 ✓ 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課 ✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁ネットワークセキュリティ対策支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区ではクラウドサービスの普及やサイバー攻撃の高度化等に伴い、セキュリティ対策の強化を予定している。新たなセキュリティの考え方であるゼロトラストセキュリティの実現や総務省新強靱化モデルに合致したセキュリティの確保等についての専門的な検討と実際の構築に必要な支援に関する業務を委託する。
選定理由	現在稼働している庁内システムをサイバー攻撃等から守るためには、現在のシステムについて熟知している必要がある。また、ゼロトラストセキュリティの確保のためには千代田区のセキュリティの現況と新たに求められるセキュリティの要件について専門的な知識を有する必要がある。下記事業者は、千代田区のシステムやネットワークについて最も精通しており、契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たす者が1者に特定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 エクシオ・システムマネジメント株式会社 住 所 東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産東京三田サ ウスタワー7階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	18,480,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	日比谷図書文化館文化財事務室ホームページ保守・運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	日比谷図書文化館文化財事務室では平成 23 年以来、独自にホームページを運用し、職員自身がコンテンツを作成・更新する体制をとってきた。しかし、担当者によって操作スキルに差があることや、デザインの統一性が維持されていないことなどから、情報の発信力が低い点が課題となっていた。以上の状況を踏まえ、令和 4 年度にはコンテンツ・マネジメント・システム (CMS) を採用し、区の文化財保護・活用という行政の責務を効果的に体现し、情報を広く公開するためにサイトの再構築を行った。 本業務では、令和 4 年度にリニューアルしたサイトの保守・運用に関する業務全般を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 3 年度 (令和 4 年 3 月 18 日 3 千地文振発第 521 号 令和 4 年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 1 号 3 継続年数 5 年 4 評価 良好 現在サイトを構築している CMS は、下記事業者が開発したものである。業務成績は良好なため、令和 8 年度においても、引き続き下記事業者を契約相手方に指定する。 なお、令和 7 年度に「株式会社スマートバリュー クラウドイノベーション Division」という社名から「ウイングアーク NEX 株式会社」へと変更となっている。
契約の相手方	名 称 ウイングアーク NEX 株式会社 住 所 大阪府大阪市中心区道修町三丁目 6 番 1 号 京阪神御堂筋ビル 14 階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,293,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

519

件 名	飯田橋・富士見地域のまちづくり検討支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、飯田橋駅周辺の地域で設立された飯田橋・富士見地域まちづくり協議会や関連会議等において、資料の内容の検討及び作成、また円滑な運営の補助を行うものである。✓ 令和8年度については、飯田橋駅東口の歩行者を中心とした広場空間の検討の熟度を高めていくなど、当地域においてこれまで検討されてきたガイドラインや駅整備構想等について深度化・更新を図るとともに、飯田橋駅東口新整備構想に基づく東広場整備後の、将来的な空間活用を見据えた実証実験の検討・実施の支援を行う。✓
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年9月9日付 6千環地ま発66号 令和6年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号 3 継続年数 3年目 ✓ 4 評価 良好 ✓ 業務成績は良好なため、引続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日建設 <u>京アス</u> 住 所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	29,975,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

497

件 名	病児・病後児保育実施業務（千代田加賀クリニックかいふく子ルーム）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	病児・病後児保育は、病気の回復期に至っていない又は病気の回復期にある児童を、集団保育を行うことが困難な期間において、一時的に預かり保育を行うことにより、保護者の就労支援を図る事業である。
選 定 理 由	当該施設は令和8年度開設予定であるが、小児科専門医が常駐する医療機関に近接しており、医師による保育前の診察や保育中の回診、応急処置がスムーズに行えるほか、保護者の同意の下で吸入や点滴等の医療行為も対応可能であるため、保護者満足度の高いサービス提供が期待できる。 当該事業は、サービス提供地域の偏在を解消するため、麹町地区と神田地区に1か所ずつ設置することを念頭に整備が進められている。区内に小児科専門医が常駐する医療機関が少ない中で、神田地域で神田医師会会員の小児科専門医が常駐する医療機関に近接し、かつ千代田区病児・病後児保育実施要綱第5条の施設基準を満たす保育室を有するのは、以下の事業者のみである。 以上の理由により、以下の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田加賀クリニック 住 所 東京都千代田区神田神保町 1-35
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,784,300 円（消費税を含む） ※単価単位契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	富士見小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	富士見小学校には、富士見わんぱくひろば学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、どちらも放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に行わせることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由から、下記事業者を指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ポピンズエデュケア 住 所 東京都渋谷区広尾5丁目6-6 広尾プラザ5階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	16,308,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	万世橋出張所・区民館 総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区万世橋出張所・区民館における安全・良好な環境の保持、快適な施設利用のために、総合管理を行う。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき、令和 7 年度当初案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 7 年度の業績成績は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社アイザワ総業 住 所 東京都千代田区内神田 3-16-9 松浦ビル 3F
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	42,249,900 円（消費税を含む） ※総額半減 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 万世橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた都市計画変更等検討支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立和泉小学校・いずみこども園の校舎は、地域貸館機能や児童館機能と合わせた複合施設として、区立和泉公園（都市計画公園）に隣接して昭和 62 年に建築されている。区では、当該施設に老朽化等の課題があることから建替えに取り組むこととしており、小学校・こども園の機能継続の観点等から、現地建替えではなく、隣接する区立和泉公園敷地への移転建替えを行う方向で検討を始めている（公園との敷地交換）。区立和泉公園は、施設側の工事の完了後、改めて現施設がある場所で再整備することを想定しているが、そのためには都市計画公園の変更手続きが必要となる。 本業務は、上記の方向で、区が都市計画公園の変更手続きを行うこと等について支援を行う。具体的には、過年度の検討及び関係者協議の結果を踏まえ、整備構想をもとに地域との合意形成を行い、都市計画の変更手続き等を進めていく。また、並行して基本計画（案）の作成及び近隣の未利用区有地（旧和泉町ポンプ所跡地）の活用検討を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 6 年度 (令和 6 年 10 月 21 日付 6 千子子施発第 1055 号) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 1 号 3. 継続年数 3 年 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。 4. 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和 8 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 都市環境研究所 住 所 東京都文京区本郷 2 丁目 35 番 10 号

特命随意契約理由書

件 名	麴町小学校・千代田小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品、委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立2小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	実施場所である2か所の小学校(麴町小学校・千代田小学校)には、民設民営の学校内学童クラブ(アフタースクール)が併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に行わせることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。なお、令和7年度の業務成績は良好である。 以上の理由から、下記の事業者を指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 共生会 住 所 東京都葛飾区東四つ木1-12-17
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	42,954,230 円 (消費税を含む) ※総額(※印)のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	バリアフリーマップ作成業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者や障害者等の社会活動への積極的な参加を目的とし、区内の歩道状況等の情報を提供するため、バリアフリーマップの日本語版及び英語版を作成・更新する。
選 定 理 由	本業務で作成するバリアフリーマップは、平成 25 年度から下記法人が実地計測・調査を行って作成しており、道路の傾斜や幅等まで掲載している地図はほかにはない特徴である。 掲載情報の更新は、地図情報の特許権や著作権、その他排他的権利を有する下記法人にのみ行える業務である。 以上の理由により下記法人を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人リープ・ウィズ・ドリーム 住 所 東京都千代田区外神田三丁目 5 番 13 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 22 日
※ 契約金額	3,311,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部 福祉総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

374

件 名	区立学校施設等の機械警備業務(番町小学校・幼稚園 他1施設)
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校・幼稚園、一番町児童館における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	各施設は、番町小学校・幼稚園が平成 19 年、一番町児童館が平成 11 年から、下記業者製の現行の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和7年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前1-5-1
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,288,320 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

374

件 名	「神保町ひまわり館」施設機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「神保町ひまわり館」における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	「神保町ひまわり館」は、平成9年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和6年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,454,640 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 神保町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

374

件 名	花小金井運動施設機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	花小金井運動施設における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	花小金井運動施設は、平成 14 年度から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 7 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。／
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 ／ 住 所 東京都渋谷区神宮前 1-5-1
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日／
※ 契約金額	356,400 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課／
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

374

件 名	九段中等教育学校 機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	九段中等教育学校は、富士見校舎が平成17年度から、九段校舎が平成23年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和7年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前1-5-1
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,251,920 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

374

件 名	旧万世橋出張所・区民会館機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	施設内における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者、地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し、監視を行う。✓
選 定 理 由	施設に設置している機器は下記業者が設置したものであり、施設管理上、引き続き同一業者に委託する必要がある。 また、履行状況も良好であるため、下記事業者を契約の相手方に指定する。✓
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	224,400 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

374

件 名	ふれあい会館機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	ふれあい会館の警報機器等による防犯防災警備業務
選 定 理 由	ふれあい会館では、平成10年4月の機械警備導入時に警報機器等の設置をしている。この機械警備機器の運用は、下記業者に限られ令和7年度の業務成績は良好である。履行の安全性と機械警備による施設内の保安性を確保し、引き続き、円滑な警備業務を継続する必要があるため、令和8年度も契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和8年4月/日
※ 契約金額	1,207,800円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	千代田区役所 和泉橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

344 1/2

件 名	外濠公園総合グラウンド管理受付等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	外濠公園総合グラウンド管理受付等業務
選 定 理 由	本件は、外濠公園総合グラウンド内における利用受付・施設の清掃・管理運営等業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南 1-6-10
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15,221,096円（消費税を含む）
※ 契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

344 3/2

件 名	公園等清掃作業及び広場等管理業務 (第707号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	公園・児童遊園等をより快適に利用できるように清掃の充実を図る とともに小川広場等の管理業務を行う
選 定 理 由	本件は、公園・児童遊園等の清掃並びに小川広場等の管理業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所：千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	35,109,007円 (消費税を含む)
※ 単価	契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	四番町保育園・児童館仮施設清掃・環境衛生管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	四番町保育園・児童館仮施設の清掃・環境衛生管理業務委託
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき、令和 7 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である、令和 7 年度の業務成績は良好なため、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ルーデン・ビルマネジメント千代田支店 住 所 東京都千代田区東神田 3 丁目 8 番 3 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,833,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

356

件 名	食品総合システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	食品総合システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 28 年度 (平成 28 年 7 月 22 日付 28 千保生衛発第 173 号平成 29 年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 継続年数 10 年 4. 評価 良好 5. 契約延長 令和 3 年 6 月 18 日付 3 千指業委第 3 号「指名業者選定委員会」承認 業務成績は良好なため、引き続き令和 8 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 Work Vision 住 所 東京都品川区東品川 2-2-4 天王洲ファーストタワー
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,125,300 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

543

件 名	令和9年度～令和11年度高齢者プラン策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき、令和9年度を初年度とする令和11年度までの3カ年計画である高齢者プラン策定支援業務を委託する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和7年度 (令和8年3月27日付7千保高介発第1177号 令和8年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名：株式会社サーベイリサーチセンター 所 在 地：東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 [日]
※ 契約金額	10,450,000円(消費税を含む)
委 託 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部高齢介護課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

522

件 名	(仮称) 第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画策定支援業務
種 類	物品・委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年3月策定の第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画(以下、「第6次計画」という。)の計画期間が令和8年度末に終了することから、(仮称)第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画(以下、「第7次計画」という。)策定を予定している。 本業務は、第6次計画の評価と、第7次計画の策定に向けた区の現状と課題を踏まえ、第7次計画策定の支援を行うものである。 また、千代田区男女平等推進区民会議等を運営するとともに、令和7年度に実施した意識・実態調査の結果や、国・都等の情報を踏まえ、必要データの収集・分析や助言・資料提供等を行うことを目的として実施をする。 本事業の実施にあたり、第7次計画策定作業及びそれにかかる会議等の運営を円滑に遂行するための業務を委託する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和7年度(令和8年度開始) (令和8年3月13日付7千地国男発第351号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された以下の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社都市環境計画研究所 住 所 東京都千代田区岩本町三丁目2番1号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,381,000 円(消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 国際平和・男女平等・人権課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

特命随意契約理由書

件 名	「はぐくみ千代田」システム拡張及び保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	発達に課題がある子どもの早期把握・早期支援を目的に関係各所がスムーズに連携するためのシステムである「はぐくみ千代田」システムについて、拡張及び同システムが将来に渡り安定的に稼働可能となるよう保守を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和7年度 (令和7年7月14日付7千子指導発第598号 令和7年度開始) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年度 2年目 4 評 価 良好 業務成績良好なため、プロポーザル方式により選定した下記事業者を引き続き契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社タイムインターメディア 住 所 東京都新宿区四谷坂町 12-22 VORT 四谷坂町
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	52,206,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

474

特命随意契約理由書

件 名	AI-OCR サービス利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	帳票を庁内複合機で読み取り、文字認識精度を飛躍的に高めるため AI を活用し、テキストデータ化する。なお、セキュリティを高めるためにインターネット回線を使用せず、LGWAN に接続する。
選 定 理 由	当該サービスの利用にあたっては、利用部署がそれぞれ読取帳票の定義・登録を詳細に行う必要があり、サービス提供元が変わった場合、利用部署は各種帳票の定義・登録を再度行う必要がある。 加えて、現在は AI-OCR により出力されたデータを用いて RPA による支払処理の自動化を実施している。サービス提供元を変更すると、利用部署における操作方法の習得及び読取項目・データ出力等の再定義が完了するまでは RPA を稼働できないため、契約締結後の一定期間、RPA による支払処理が停止状態になることが想定される。 以上の理由から、現行サービスを変更した場合、事業の継続性及びコストの観点から非効率・不経済である。 AI-OCR 利用部署においては現行サービスにより安定的に事務の効率化を実現していることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NTT 東日本株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,320,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

474

特命随意契約理由書

件 名	AI-OCR サービス利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	帳票を庁内複合機で読み取り、文字認識精度を飛躍的に高めるため AI を活用し、テキストデータ化する。なお、セキュリティを高めるためにインターネット回線を使用せず、LGWAN に接続する。
選 定 理 由	当該サービスの利用にあたっては、利用部署がそれぞれ読取帳票の定義・登録を詳細に行う必要があり、サービス提供元が変わった場合、利用部署は各種帳票の定義・登録を再度行う必要がある。 加えて、現在は AI-OCR により出力されたデータを用いて RPA による支払処理の自動化を実施している。サービス提供元を変更すると、利用部署における操作方法の習得及び読取項目・データ出力等の再定義が完了するまでは RPA を稼働できないため、契約締結後の一定期間、RPA による支払処理が停止状態になることが想定される。 以上の理由から、現行サービスを変更した場合、事業の継続性及びコストの観点から非効率・不経済である。 AI-OCR 利用部署においては現行サービスにより安定的に事務の効率化を実現していることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NTT 東日本株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,320,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

件 名	Box コンサルティング業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区全庁 LAN ネットワーク環境下での Box の機能拡充を目的とし、Box機能の設計/構築、運用設計ならびに職員の Box 活用に向けた定着支援を行う。
選 定 理 由	下記事業者は全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、その後の運用保守業務及び各種拡張業務も引続き行っている。 Box の区ネットワーク環境下での構築は、全庁 LAN 端末や全庁 LAN システムに変更を加えるため、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：NTT 東日本株式会社 所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	79,332,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

567

件 名	Eサイクルちよだを活用した公共施設の電気需給（自家発補給分含む）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	再生可能エネルギーの普及・推進のため、再生可能エネルギー供給の仕組み「Eサイクルちよだ」を活用して、選定した小売電気事業者から区有施設の電力を受給する。
選 定 理 由	区は千代田区地球温暖化対策推進計画 2021 に基づき、「Eサイクルちよだ」を構築した。区内の脱炭素化をさらに推進するためには、区が率先して行動変容の姿勢を示す必要があり、区有施設にも「Eサイクルちよだ」を活用して再生可能エネルギー電力を導入する。 以上の理由により、千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針第 6 条第 1 項第 6 号に基づき、「Eサイクルちよだ」を活用して選定した下記事業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社まち未来製作所 住 所 神奈川県横浜市中区海岸通 4 丁目 17 番
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	385,188,160 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで（ただし、需給期間は令和 8 年 4 月の検針日から令和 9 年 4 月の検針日前日まで）
担 当 課	（各施設所管課）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

198

件 名	インターネット行政情報サービス (iJAMP) の利用✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区の事務事業の推進や政策立案等に役立てるため、区職員が業務用PC 端末から最新の行財政ニュース、官庁ニュース等を閲覧できる行政情報サービスを利用する。
選 定 理 由	区の事務事業の推進や政策立案にあたっては、中央官庁や、他の地方公共団体等に関する最新情報を把握する必要がある。 「iJAMP」は、中央省庁や地方公共団体の動向、政治・行政・社会ニュース等を行政職員向けにリアルタイムで配信するサービスである。中でも、同社の「官庁速報」は、記事の9割以上が新聞やインターネット等のマスメディアには配信されていない専門的な行政ニュースであり、国や地方自治体の広範にわたる政策情報等を日刊で配信するこのサービスを提供しているのは、当該業者のみである。 また、「iJAMP」は優れた画面構成や操作性で扱いやすく、庁内職員が操作に習熟しており、業務上必要な情報を十分に得ることができるものである。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 時事通信社✓ 住 所 東京都中央区銀座5-15-8
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,320,000✓ 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
担 当 課	政策経営部 企画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号✓

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ちよだ成年後見センター後見事務手続モニタリング等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所 ✓
概 要	ちよだ成年後見センター及び千代田区が実施する成年後見事務をはじめとする権利擁護支援事業（以下「権利擁護支援事業等」という。）について、法令その他の規定に基づき適正に処理されているか、また制度趣旨を十分に果たしているかを確認するため、モニタリング調査を実施し、その結果を評価する。✓
選 定 理 由	本業務は、法令等に基づいた手続きが適正に実施されているか、また権利擁護支援事業等の制度趣旨に沿った事務事業となっているかについて、ちよだ成年後見センターの業務現場においてモニタリング調査を行い、その妥当性を評価・判断するものである。 このため、専門的知見を有し、権利擁護支援事業等に精通している司法書士及び社会福祉士に本業務を委託することが適切である。 公益社団法人東京社会福祉士会（以下「東京社会福祉士会」という。）には、成年後見人として活動する多数の会員が所属しており、その活動実績は高い信頼性を有している。本業務に適任と認められる社会福祉士の推薦を依頼したところ、東京社会福祉士会より、下記の社会福祉士の推薦を受けた。 以上の理由により、下記の者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 社会福祉士 小澤 英輔 ✓ 住所 東京都杉並区西荻北 2-28-14 ✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	1,042,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで ✓
担 当 課	保健福祉部 福祉総務課 ✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ✓

特命随意契約理由書

件 名	リモートワークシステム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	職員の働き方改革およびワークプレイスの変革の一環として、また災害時等においても業務を継続させるために、リモートワークを日常的に実施するためのシステム提供、エラー対応等の保守運營業務を行う。／
選 定 理 由	導入時期 令和6年4月1日 継続年数 2年 ー 本システムは、下記事業者が令和5年度に指名競争入札で落札し、システム導入を行った。現行システムの利用にあたっては、既設の機器、システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確で、また、障害発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるため、業務の履行が達成できない。／ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たす者が1者に特定されるため、下記事業者と利用契約をする必要がある。／ 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 NEC ネットエスアイ株式会社 ー 住 所 東京都港区芝浦3丁目9番14号 ー
※ 契約年月日	令和8年4月1日 ー
※ 契約金額	10,701,900 ー 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日 まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	介護保険サポーター・ポイント制度運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	介護保険サポーター・ポイント制度は、ボランティア活動の一形態であり、介護保険施設等でサポート業務に従事した高齢者に対して、ポイントを付与、換金し、転換交付金の交付を行う業務である。
選 定 理 由	下記事業者は、地域福祉の向上・推進を図るため、「ちよだボランティアセンター」を運営している。その内容には、各施設・団体への積極的な活動支援、高齢者とボランティア受け入れ先とを繋ぐ役割、事業の円滑な運営のための区内介護保険施設との連絡・連携体制の構築が含まれる。 ボランティア団体や個人が介護保険施設や高齢者個人に対してボランティア活動を円滑に行うためには、ちよだボランティアセンターとの一体的な支援が必要不可欠であり、それらの情報・知識・ノウハウなしには業務が履行できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会 住 所 東京都千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,929,280 円 (消費税を含む) ※ 424,440 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	旧万世橋出張所・区民会館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	旧万世橋出張所・区民会館の安全・良好な環境の保持、快適な施設利用のために、総合維持管理を行い、施設・設備の点検及び保守、運転、監視、清掃等の各業務を行う。
選 定 理 由	旧万世橋出張所・区民会館及び石丸2号館は、一体の共同建築物である。このため、一棟の建物を総合的かつ安全な環境と快適な施設利用を行うために、施設・設備の点検及び保守、運転、監視等の各業務を共同で管理していくための管理規約を定めている。この管理規約第4条第2項により、施設設備の保守管理は株式会社石丸本社と同一業者に委託することとなっている。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社シミズ・ビルライフケア 住 所 東京都中央区京橋二丁目10番2号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,084,830 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

521

件 名	教育施設・児童福祉施設等の整備・改修の技術的支援業務✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 其他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区のエ育施設や児童福祉施設は、土地を高度利用して他用途と複合施設化しているもの等も多いため、老朽化や新たな教育・子育てニーズに対応していくための整備・改修を進める上で検討すべき要素が多岐にわたり、教育・子育て部門の職員のみで対応するには難易度が高い状況にある。✓ このような課題に対応するため、民間の建築・設備等専門技術者による相談・支援体制のもと専門的業務に係る調査や資料作成を効率的に進めていくことを目的とする。✓
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和7年度 ✓ (令和8年3月27日付7千子子施発第2376号 令和8年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 初年度 ✓ プロポーザル選定結果に基づき、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 明豊ファシリティワークス株式会社 ✓ 住 所 東京都千代田区平河町二丁目7番9号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	7,656,000 円 (消費税を含む)
契約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課 ✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段中等教育学校サーバ・ネットワーク保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校のサーバ・ネットワーク機器保守管理に関する業務。 ✓
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和7年度 ✓ (令和7年4月28日付 7千中等シ発第22号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4項 3. 継続年数 2年目 ✓ 4. 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても、下記事業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 創源 ✓ 住 所 東京都千代田区東神田2丁目10番15号 ✓ リードシー東神田ビル4F ✓
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	2,249,504 円 (消費税を含む) ✓
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日 ✓
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

552

件 名	区立小中学校・保育園のガスヒートポンプ保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小中学校・保育園のガスヒートポンプの保守点検
選 定 理 由	1.各施設の機器、設備は、下記事業者が設置したものである。 2.本業務における機器、設備の維持管理は、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社 住 所 東京都港区海岸一丁目2番3号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,933,101 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

394

件 名	広報千代田編集・制作等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	1 広報千代田の制作にかかる編集業務（リライト、デザイン、レイアウト作成、文章補作、カット・イラスト作成、トレースなど）、印刷、梱包、納品を行う。 2 編集会議（特集面を含む内校発注のための会議）、入稿を経て、内校出し及び戻し、3回の校正（初校・2校・念校）に対応できる年間スケジュールを作成する。 3 保存用製本業務 ✓
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和5年度 ✓ (令和6年3月5日付5千政広報発第140号 令和6年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3 継続年数 3年 ✓ 4 評価 良好 ✓ 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本印刷株式会社 住 所 東京都千代田区神田須田町一丁目5番地
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	66,645,920- ※令和8年度契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部広報広聴課 ✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	三崎町中継所及び飯田橋車庫機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所及び飯田橋車庫における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	三崎町中継所は東京都からの移管（平成12年）以前から、飯田橋車庫は平成12年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和7年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ALSOK 株式会社 城西支社 住 所 東京都中野区中央一丁目38番1号住友中野坂上ビル 16F
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,663,200 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子ども部業務推進に伴う法的支援業務✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	(1) 法律全般にわたる口頭又は文書による相談・助言 ✓ (2) 法的処理を必要とする事案の調査、情報や証拠の収集✓ (3) 法的処理を必要とする事案に関する交渉及び説明会への立会い (4) 契約書その他の法律文書等の作成及びその内容の検討✓
選 定 理 由	本業務に関しては、法律問題や法的知識が必要な事柄が生じた場合について幅広い知見と、地方自治体特有の法的課題に対応するための高い専門性が求められる。このため、法令全般に精通するとともに地方自治体における法的課題への対応についての専門性を持つ弁護士による支援を随時受けることが必要不可欠である。✓ 当該業務では、受託者において本業務全体を統括するメインの顧問弁護士を1名配置し、当該弁護士が区に対する対応を継続的かつ一元的に行うものとするが、当該弁護士は、他の地方自治体の法律顧問を務めるとともに地方自治体への勤務経験を有するため、地方自治体特有の法的課題について高い専門性を有している。✓ 加えて、本区の子育て・教育行政に係る法律相談も多数受けてきた実績があり、本区の実情や条例等も熟知していることから、相談に対して過去の事例も踏まえた適切な指導・助言ができる。 上記のことから、下記の者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 弁護士法人豊島総合法律事務所 (社員 豊島國史)✓ 住 所 東京都千代田区平河町一丁目1番8号麹町市原ビル9階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日 ✓
※ 契約金額	1,820,000 円 (消費税を含む) ※総額が契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

473

件 名	出退勤確認用 IC カードリーダー等の保守
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	出勤簿の電子化に伴い、職員の出退勤記録は IC カードを利用した所定の操作によって行い、その情報をもとに職員の勤務状況等にかかる事務を処理している。 当該事務を正常かつ安定的に稼働させるため、IC カードリーダー等の保守を委託する。
選 定 理 由	出退勤確認用 IC カードリーダー機器は、下記事業者が令和 6 年度に設置したものである。本保守業務については、既設の人事情報総合システム機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一事業者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、令和 7 年度の業務成績は良好である。 以上の理由から、下記の業者を指定する。
契約の相手方	名 称 アマノ株式会社 東京パーキング支店 住 所 東京都文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 3 階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,663,200 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

459

件 名	神田駅周辺地域まちづくり検討支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田駅周辺地域（以下、「当地域」という。）では、建物の老朽化が進み、更新が進んでいない、緑やオープンスペースが少ないなどの課題を有している。また、江戸からの下まちとしての特性や商店街としての賑わいの連続性を維持・創出するとともに、神田エリア～日本橋エリア（中央区）をつなぐ交通結節点としての機能を高めながら、まちを更新していくことが求められている。 本業務は、当地域における再開発の機運なども踏まえた総合的なまちづくりの検討（方向性や手法など）及び様々なステークホルダーの意向を汲み取り、当地域の特性などを活かしたまちの更新を検討していくための組織の在り方検討、まちづくり検討に係る会議開催に伴う資料作成や円滑な運営の補助を目的とするものである。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和7年度 (令和7年8月4日付 7千環地ま発第63号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第1号 3 継続年数 2年目 4 評価 良好な業務成績のため、引き続き令和8年度においても 下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 パシフィックコンサルタンツ株式会社 住 所 千代田区神田錦町三丁目22番地
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	27,830,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ファミリー・サポート・センター事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	育児の支援を行いたいもの（以下「支援会員」という。）と育児の支援を受けたいもの（以下「依頼会員」という。）を会員として、千代田区ファミリー・サポート・センター事業を実施し、会員相互の支援活動の調整等を行うことにより、仕事と家庭の両立及び子育て家庭の支援を図る。
選 定 理 由	下記法人は、すでに地域住民が相互に助け合うためのサービス業務として、ボランティアセンター・ふたばサービスや、子育てサロンなど地域に根差した同様の事業又は、子育て支援のノウハウを活用した事業を行っている。 本事業の実施にあたっては、①依頼会員は在住者で、支援会員は在住・在勤・在学であるため、地域住民相互の援助活動を行っていること、また、②地域との連帯業務を行っていることが必要である。これらの条件を満たすのは、千代田区内を活動拠点としている下記法人のみである。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 住 所 東京都千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15,410,300 円（非課税） ※令和8年度の契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

304

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。